

# 『富士山賃貸ESTA』 ⇒ 『会計王』連動マニュアル

『富士山賃貸ESTA』の仕訳データは『会計王11』以降のバージョンで取込可能です。  
※以下『会計王』と表記

## 当マニュアル構成

- |    |                        |        |
|----|------------------------|--------|
| 1. | ＜仕訳データ作成＞「消費税処理：税込」で作成 | … P. 2 |
| 2. | ＜仕訳データ作成＞「消費税処理：税抜」で作成 | … P. 3 |
| 3. | 『会計王』への仕訳データ取込方法       | … P. 4 |
| 4. | 連動上の注意                 | … P. 6 |

# 1

## <仕訳データ作成>「消費税処理：税込」で作成

<仕訳データ作成>-「消費税処理：税込」設定で仕訳を作成した場合、以下のような特徴があります。

### 1 前受賃貸料 及び 前受金 の計上仕訳について

前受賃貸料 及び 前受金 の計上仕訳は

- 1：入金日付で、家賃収入（または預り金等）として計上します。
- 2：決算仕訳として家賃収入（または預り金等）を相殺し、前受賃貸料（または預り金等）仕訳を作成します。

例) 平成30年1月分（事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日 計上分）を平成29年12月5日で入金された場合。

事業期間：平成29年1月1日～平成29年12月31日 では以下の様に処理します。

- 1：平成29年12月5日 現金・預金 / 家賃収入（預り金）
- 2：平成29年12月31日 家賃収入（預り金） / 前受賃貸料（前受金）  
（↑決算日付）

### 2 前受賃貸料 及び 前受金 の相殺仕訳について

前受賃貸料 及び 前受金 の相殺仕訳は、決算仕訳として作成されます。

例) 平成30年1月分（事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日 計上分）を平成29年12月5日で入金された場合。

事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日では決算日付で相殺仕訳が発生します。

- 平成30年12月31日 前受賃貸料（前受金） / 家賃収入（預り金）  
（↑決算日付）

### 3 未収賃貸料 及び 未収金 の計上仕訳について

未収賃貸料 及び 未収金 の計上仕訳は、決算仕訳として作成されます。

例) 平成30年12月分（事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日 計上分）が入金されなかった場合。

事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日では決算日付で未収計上仕訳が発生します。

- 平成30年12月31日 未収賃貸料（未収金） / 家賃収入（預り金）  
（↑決算日付）

## 2

## <仕訳データ作成>「消費税処理：税抜」で作成

<仕訳データ作成>-「消費税処理：税抜」設定で仕訳を作成した場合、以下のような特徴があります。

### 1 未収賃貸料 及び 未収金 の計上 毎月の家賃入金の計上 について

未収賃貸料 及び 未収金 の計上仕訳は、各月の初日に計上されます。  
また、毎月の家賃入金等は、未収賃貸料（または未収金）の相殺という形を取ります。

例) 平成30年2月分として、家賃：10万円の請求額が設定されている。  
平成30年2月27日付で入金処理された。

平成30年2月1日 未収賃貸料（未収金） / 家賃収入（預り金）

平成30年2月27日 現金・預金 / 未収賃貸料（未収金）

### 2 前受賃貸料 及び 前受金 の計上仕訳について

前受賃貸料 及び 前受金 の計上仕訳は入金日付で作成されます。

例) 平成30年1月分（事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日 計上分）を  
平成29年12月5日付で入金された場合。

事業期間：平成29年1月1日～平成29年12月31日 では以下の様に処理します。

平成29年12月5日 現金・預金 / 前受賃貸料（前受金）

### 3 前受賃貸料 及び 前受金 の相殺仕訳について

前受賃貸料 及び 前受金 の相殺仕訳は、決算仕訳として作成されます。  
ただし「1」の通り、各月の初日に未収賃貸料 及び 未収金 の計上をおこなうため  
未収賃貸料(または未収金)と相殺 となります。

例) 平成30年1月分（事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日 計上分）を  
平成29年12月5日付で入金された場合。

事業期間：平成30年1月1日～平成30年12月31日では決算日付で相殺仕訳が発生します。

平成30年12月31日 前受賃貸料（前受金） / 未収賃貸料（未収金）  
(↑決算日付)

## 3

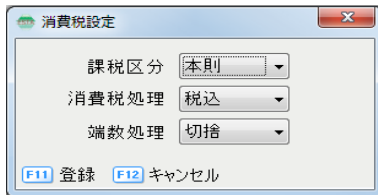
## 『会計王』への仕訳データ取込方法

『富士山賃貸ESTA』-<仕訳データ作成>での仕訳データ作成方法から『会計王』での仕訳データ取込方法は以下の手順で行います。

## 『富士山賃貸ESTA』での手順

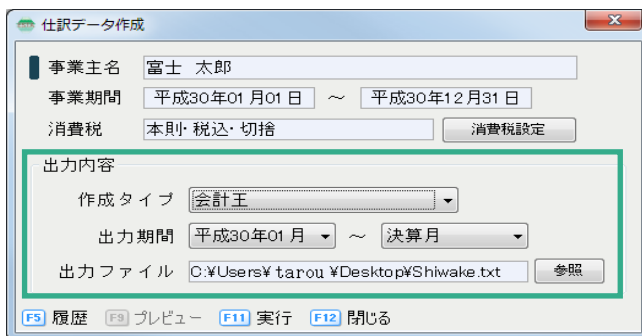
## 1 &lt;仕訳データ作成&gt;-「消費税設定」で、消費税の設定を行います。

『会計王』の消費税設定と同一となる様に設定してください。



## 2 「作成タイプ」-【会計王】と設定します。

「出力期間」および「出力ファイル（出力先/出力名称）」は任意に設定します。



## 3 【F11：実行】をクリックし、仕訳作成を実行します。

## 『会計王』での手順

※『会計王』の操作方法は『会計王』のマニュアル等でご確認ください。

## 1 『会計王』の消費税設定を確認します。

『会計王』と『富士山賃貸ESTA』の消費税設定が一致していることを確認してください。

## 2 『会計王』と『富士山賃貸ESTA』の科目コード/補助コードを一致させます。

科目コード/補助コードが一致しない場合、取込ができません。  
『会計王』または『富士山賃貸ESTA』どちらかの科目コード/補助コードを修正してください。  
『富士山賃貸ESTA』で使用している科目/補助が『会計王』に存在しない場合は追加してください。

## 3 【ツール】-【仕訳データ受入】を開きます。



**4** <仕訳データ受入>画面で取込設定をします。

仕訳データ(テキストファイル・Excelファイル)を取り込みます。  
取り込みできる仕訳データの詳しい書式についてはマニュアルをご覧ください。

仕訳データファイル名  
ファイル名(O) C:\Users\nagasaki\Desktop\画像\富士5.16.txt 参照(F5)...

受入形式  
 固定長(O)  
 可変長(V)

区切り文字  
 カンマ(C)  TAB(T)  スペース(P)

項目の引用符  
 ''(D)  '(E)

データ形式(J)  
会計王16

付箋1(1)  付箋2(2) ※ONIにすると付箋付きで取り込まれます。  
 項目名を除いて取り込む(O) ?

実行(F12) 閉じる(Esc) ヘルプ(F1)

**【付箋】を付けて取込ましょう**

『富士山賃貸ESTA』と『会計王』で作成した仕訳の区別をつけるために【付箋1】または【付箋2】を付けて取り込むことをお勧めします。『富士山賃貸ESTA』で作成した仕訳データのみ、検索・訂正・削除等行いたい場合に有効です。

付箋1(1)  付箋2(2) ※ONIにすると付箋付きで取り込まれます。  
 項目名を除いて取り込む(O) ?

## 4

## 連 動 上 の 注 意

『富士山賃貸ESTA』と『会計王』を連動する際は以下の内容にご注意ください。

**「伝票番号」について**

『富士山賃貸ESTA』で作成した仕訳データには伝票番号を付番していません。  
『富士山賃貸ESTA』は<台帳入力>画面で伝票削除をおこなう可能性があります。  
削除した伝票番号はその後使われないため、【実際の仕訳数】と【伝票番号】でずれが出てしまう可能性があるため、伝票番号の付番をしていません。

**「摘要」の文字数について**

仕訳の「摘要」として出力される文字数は、各項目によって変化します。  
以下を参考に『富士山賃貸ESTA』の文字数を任意に変更してください。

項目	桁数	サンプル
摘要名	4文字	家賃・敷金
物件略称名	6文字	緑マンション
区画名	4文字	101
借主名	10文字	富士 花子
月分	6文字	H30/01

**「消費税」について**

『会計王』の消費税設定では、消費税処理方法を「外税」と設定できます。  
『富士山賃貸ESTA』では全ての仕訳を「内税」形式で作成します。  
『会計王』で「外税」を選択していた場合には、取り込んだ仕訳が設定と一致しません。  
ご注意ください。